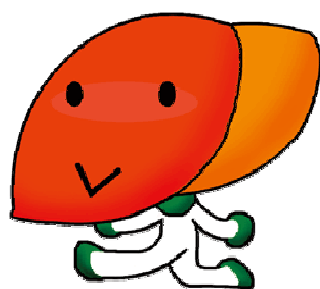


第二次香川県肝炎対策推進計画



平成29年3月

香 川 県

目 次

I	計画策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置付け及び期間	1
II	香川県の肝炎をとりまく状況とこれまでの取り組み	2
1	肝炎と肝がん等	2
2	肝炎ウイルス検査事業	3
3	肝炎治療医療費助成制度	4
4	肝炎患者の重症化予防推進事業	4
5	医療連携体制の整備	5
6	インターフェロン治療効果に関する調査研究	6
7	相談・支援体制	6
III	肝炎対策の基本的な考え方	7
IV	各施策における目標と今後の取り組み	7
1	肝炎ウイルス検査の受検勧奨と検査体制の充実	8
2	肝炎医療を提供する体制の整備	11
3	肝炎に関する正しい知識の普及啓発の推進	14
4	肝炎患者及び家族等に対する相談支援や情報提供	16
	用語解説	19
	肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関	22

I 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

我が国の肝炎ウイルスの感染者は、B型・C型合わせて300万人を超えており、肝炎は国内最大の感染症となっています。ウイルス性肝炎は適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進行するおそれがあることから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策は重要な課題となっています。

国は、平成14年度以降、C型肝炎等緊急総合対策を実施し、肝疾患診療連携拠点病院の整備等に取り組み、平成20年度以降は「肝炎の治療促進のための環境整備」「肝炎ウイルス検査の促進」「肝炎に係る診療及び相談体制の整備」「国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発」並びに「肝炎に係る研究の推進」の5本柱からなる肝炎総合対策を進めてきました。

香川県では、肝炎対策の取り組むべき方向性を明確にするために、平成26年3月に「香川県肝炎対策推進計画」を策定し、肝疾患診療体制の整備、保健所や委託医療機関での無料肝炎ウイルス検査の実施、肝炎治療の医療費助成などの対策を行ってきたところです。

最近ではC型肝炎の治療が進展し、患者支援が充実されてきた一方で、現在もなお、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない人や、自覚していても適切な医療に結びついていない人も多くいると推定されています。このような現状を踏まえると、職域での検診で肝炎ウイルス検査を実施するなど利便性に配慮した検査体制を整備することが重要となっています。

本計画は、平成28年6月に国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が改正されたことを受け、平成26年度から平成30年度までを計画期間とした「香川県肝炎対策推進計画」について、必要な見直しを行うものであり、更なる肝炎対策の充実を図る目的のために第二次計画として策定するものです。

2 計画の位置付け及び期間

本計画は、肝炎対策基本法第4条(地方公共団体の責務)及び肝炎対策の推進に関する基本的な指針の規定に基づき策定するもので、平成29年度から平成33年度までの5年間計画とします。ただし、必要があるときは、5年を経過する前でも計画の見直しについて検討を行います。

Ⅱ 香川県の肝炎をとりまく状況とこれまでの取り組み

1 肝炎と肝がん等

(1) 肝炎ウイルス感染者数(推計)

平成16年度厚生科学研究費補助金肝炎等克服緊急対策研究事業報告書による全国の感染者数から国と本県の人口比で香川県内の肝炎ウイルス感染者数を推計すると次のようになります。

	全国	香川県
B型肝炎ウイルス	110～140万人	8千人～1万1千人
C型肝炎ウイルス	190～230万人	1万5千人～1万8千人

* 香川県の感染者数は、「人口推計」(総務省統計局)における香川県の全国人口比 0.77% (平成26年10月1日時点)を乗じて算出

(2) 肝炎患者数(推計)

平成26年患者調査(厚生労働省)による全国の肝炎患者数から国と本県の人口比で香川県内の肝炎患者数を推計すると次のようになります。

	全国	香川県
B型肝炎	4万9千人	400人
C型肝炎	13万7千人	1,100人

* 患者調査とは、調査日現在において継続的に医療を受けている者の数を推計したもの

* 香川県の患者数は、「人口推計」(総務省統計局)における香川県の全国人口比 0.77%(平成26年10月1日時点)を乗じて算出

(3) 肝がん死亡率

ウイルス性肝炎は適切な治療を行わず放置すると、肝硬変・肝がんへと重症化するおそれがあります。過去5年間の香川県における肝がん(肝及び肝内胆管)死亡率は次のとおりです。

肝がん(肝及び肝内胆管)の75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対) (単位:人)

	全国	香川県(全国順位)
平成22年	7.6	7.0(29位)
平成23年	7.0	6.8(21位)
平成24年	6.4	6.1(29位)
平成25年	6.0	5.5(28位)
平成26年	5.6	6.5(14位)

* 出典:独立行政法人 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

2 肝炎ウイルス検査事業

本県における肝炎ウイルス検査は、健康増進事業に基づき市町が行う肝炎ウイルス検査や、特定感染症検査等事業に基づき各保健所(県4保健所、高松市保健所)と肝炎検査委託医療機関で行っている無料の肝炎ウイルス検査があります。

平成23年度からは、国の肝炎対策の一環として特定の年齢の方を対象とした個別勧奨を実施しています。また、平成23年度から平成27年度の5年間に県や市町で実施したB型肝炎ウイルス検査の累計受検者数は 50,136 人、C型肝炎ウイルス検査の累計受検者数は 50,159 人となっています。

(1) B型肝炎ウイルス検査受検者

	市町		保健所		委託医療機関		年度計	
	受検者数	陽性者数 (陽性率)	受検者数	陽性者数 (陽性率)	受検者数	陽性者数 (陽性率)	受検者数	陽性者数 (陽性率)
H23 年度	10,414	64 (0.6%)	69	1 (1.4%)	100	1 (1.0%)	10,583	66 (0.6%)
H24 年度	9,752	70 (0.7%)	51	2 (3.9%)	107	4 (3.7%)	9,910	76 (0.8%)
H25 年度	10,960	66 (0.6%)	69	2 (2.9%)	63	1 (1.6%)	11,092	69 (0.6%)
H26 年度	9,191	51 (0.6%)	97	0 (0%)	121	2 (1.7%)	9,409	53 (0.6%)
H27 年度	8,981	39 (0.4%)	66	0 (0%)	95	3 (3.6%)	9,142	42 (0.5%)
H23～27 年度合計	49,298	291 (0.6%)	352	5 (1.4%)	486	11 (2.3%)	50,136	306 (0.6%)

(2) C型肝炎ウイルス検査受検者

	市町		保健所		委託医療機関		年度計	
	受検者数	陽性者数 (陽性率)	受検者数	陽性者数 (陽性率)	受検者数	陽性者数 (陽性率)	受検者数	陽性者数 (陽性率)
H23 年度	10,417	58 (0.6%)	69	2 (2.9%)	100	0 (0%)	10,586	60 (0.6%)
H24 年度	9,754	49 (0.5%)	51	2 (3.9%)	107	1 (0.9%)	9,912	52 (0.5%)
H25 年度	10,966	44 (0.4%)	69	4 (5.8%)	63	1 (1.6%)	11,098	49 (0.4%)
H26 年度	9,201	46 (0.5%)	97	0 (0%)	121	3 (2.5%)	9,419	49 (0.5%)
H27 年度	8,983	31 (0.3%)	66	3 (4.5%)	95	3 (3.2%)	9,144	37 (0.4%)
H23～27 年度合計	49,321	228 (0.5%)	352	11 (3.1%)	486	8 (1.6%)	50,159	247 (0.5%)

3 肝炎治療医療費助成制度

本県では、国の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎の早期治療の促進を図るため平成20年度からB型及びC型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療、平成22年度からB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、平成26年9月からC型肝炎の根治を目的としたインターフェロンフリー治療に対する医療費助成を行っています。

平成26年度9月から平成27年度までに、インターフェロンフリー治療(新規)の肝炎治療受給者証を1,185件交付した一方で、インターフェロン治療(新規)の受給者証交付件数は、平成26年度から27年度にかけて大幅に減少しています。

肝炎治療受給者証交付状況(平成23年度～平成27年度)

	インターフェロン 新規	インターフェロン 2回目	インターフェロン 3剤併用	インターフェロン 延長	核酸アナログ 新規	核酸アナログ 更新	インター フェロンフリー 新規	インター フェロンフリー 再治療	交付総数
H23年度	144	15	24	39	105	327	-	-	654
H24年度	129	7	63	18	115	395	-	-	727
H25年度	95	7	95	10	94	434	-	-	735
H26年度	69	5	100	2	92	506	274	-	1,048
H27年度	11	1	3	15	105	547	911	2	1,595
合計	448	35	285	84	511	2,209	1,185	2	4,759

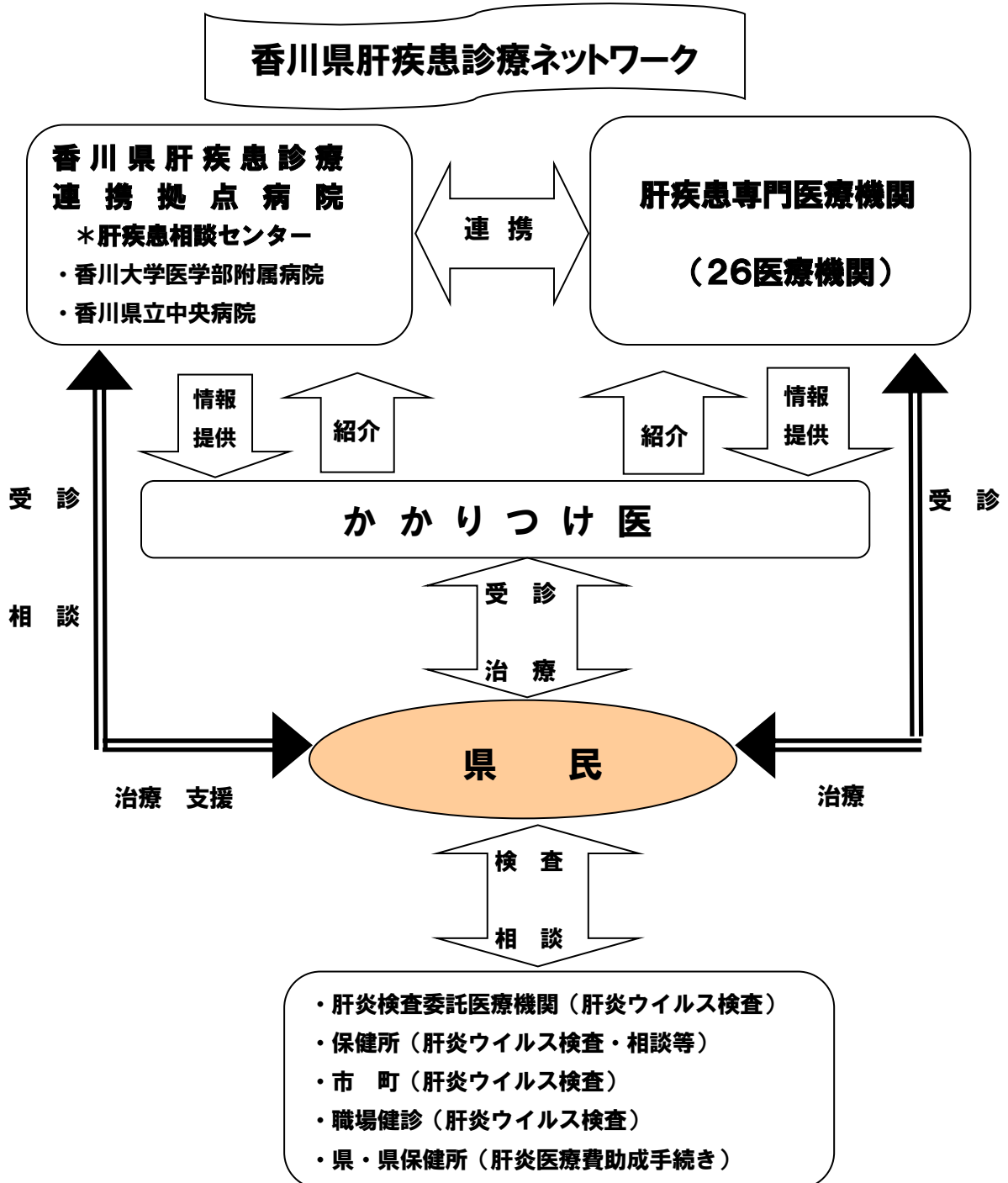
* 3剤併用とは：ペグインターフェロン＋リバビリン＋プロテアーゼ阻害剤を12週投与し、その後ペグインターフェロン＋リバビリンを12週投与(全24週)する治療法。

4 肝炎患者の重症化予防推進事業

本県では、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や受診勧奨、受診状況の把握等のフォローアップを行うことより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的として、ウイルス性肝炎患者の重症化予防推進事業を行っています。その一環として、平成27年1月から、肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方又は肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者で要件を満たす方を対象に、県内の肝疾患専門医療機関で肝炎ウイルスの初回精密検査又は定期検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成しています。

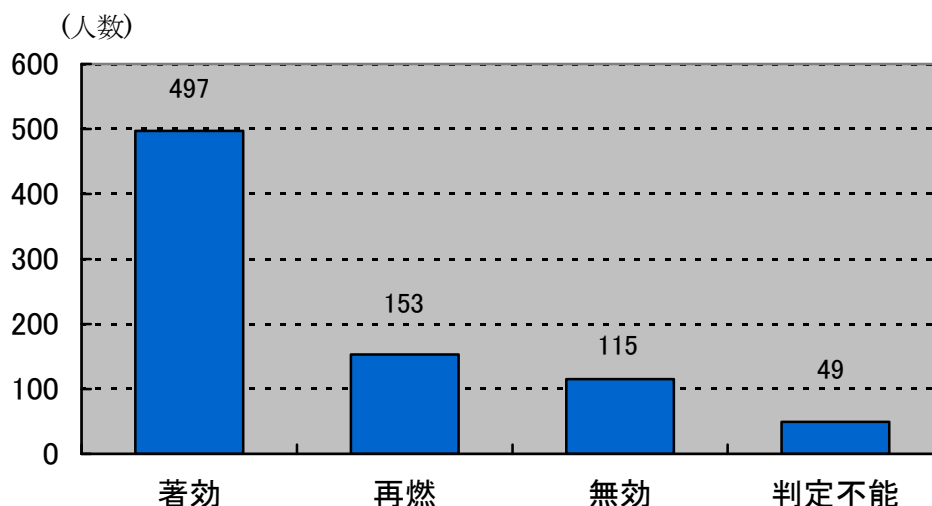
5 医療連携体制の整備

本県では、香川県立中央病院と香川大学医学部附属病院を「肝疾患診療連携拠点病院」に、また、肝疾患診療連携拠点病院を含む28の医療機関を「肝疾患専門医療機関」に指定しています(平成28年11月現在)。肝疾患診療連携拠点病院を中心として、肝疾患専門医療機関とかかりつけ医が連携をとりながら継続的かつ適切な医療が県下のどこでも受けられる体制を整備しています。



6 インターフェロン治療効果に関する調査研究

本県では、厚生労働省におけるインターフェロン治療効果に関する調査研究に協力しています。その中ではこれまでに得られた県内の 814 人分のデータのうち約6割の方に治療効果があったという結果が出ています。



「肝炎インターフェロン治療効果判定報告書集計結果」平成 28 年 3 月末現在<香川県>より

* インターフェロン治療助成制度を受けた者のうち、本人の同意があり、かつ医療機関から効果判定の報告を受けたもの (n=814) を集計したもの (平成 21 年度より実施)

7 相談・支援体制

本県では、肝疾患診療連携拠点病院である香川大学医学部附属病院と県立中央病院に「肝疾患相談センター」を設置し、患者や家族等からの肝疾患にかかるさまざまな相談を受け付けています。また、各保健所でも相談を受け付けています。

肝炎相談件数(平成 23 年度～平成 27 年度)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
薬務感染症対策課	451 件	211 件	273 件	446 件	547 件
県内5保健所	237 件	216 件	196 件	289 件	144 件
香川大学医学部附属病院	97 件	131 件	83 件	174 件	224 件
香川県立中央病院	513 件	909 件	1,104 件	1,291 件	1,227 件

Ⅲ 肝炎対策の基本的な考え方

肝臓は肝炎ウイルスに感染していても重症化するまで自覚症状が出ないことが多く、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあることから、症状がなくても早期に検査して、必要があれば早期に治療することが大変重要です。

そこで、本県では肝炎対策の基本的な考え方を

**肝炎の早期発見・早期治療を実現し
肝硬変・肝がんへの進行を予防する**

とします。

そして、肝炎の早期発見・早期治療を実現させるために、次の4つの施策について取り組みます。

施策の方向性

1 肝炎ウイルス検査の受検勧奨と検査体制の充実

すべての県民が少なくとも一度は肝炎検査を受検することを目指し、検査体制の充実を図ります。

2 肝炎医療を提供する体制の整備

すべての検査陽性者が確実に受診し、適切な医療を受けられる体制整備に取り組みます。

3 肝炎に関する正しい知識の普及啓発の推進

すべての県民に肝炎に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

4 肝炎患者及び家族等に対する相談支援や情報提供

肝炎患者等が安心して治療を受けられるよう、相談窓口の一層の周知や、患者会活動への協力・支援を行います。

Ⅳ 各施策における目標と今後の取り組み

1 肝炎ウイルス検査の受検勧奨と検査体制の充実

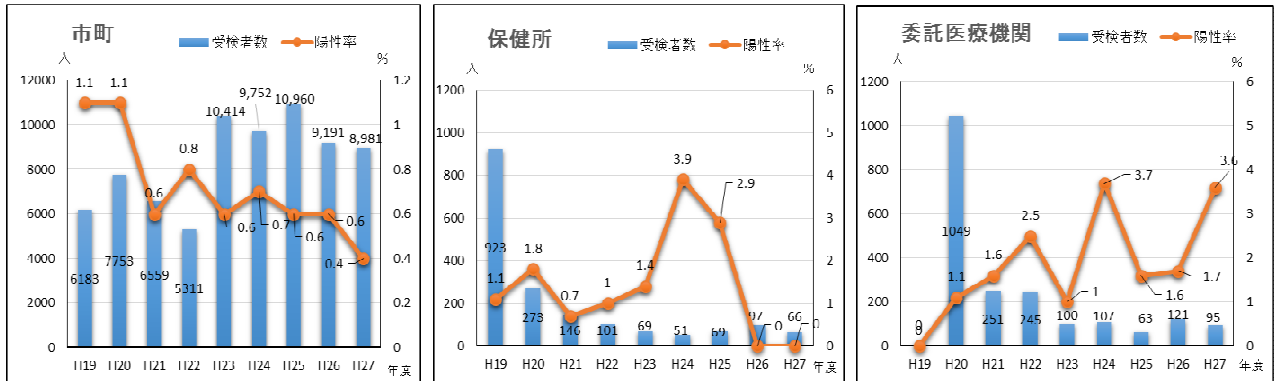
現状と課題

本県における肝炎ウイルス感染者は推計でB型が8千人から1万1千人、C型が1万5千人～1万8千人いると考えられますが、肝炎ウイルス感染者の多くは自分が感染しているということを認識していないと推察されます。また、肝炎ウイルス検査については保健所、市町、医療保険者や事業主等の多様な実施主体によって実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があることから、受検状況を正確に把握できていないのが実情であり、肝炎ウイルス検査を一度も受けたことがない方が多くいると推察されます。そういった状況を踏まえ、全ての県民が少なくとも一度は肝炎ウイルス検査を受検することを目指して、肝炎ウイルス検査の一層の受検勧奨を行い、検査体制の充実に努める必要があります。

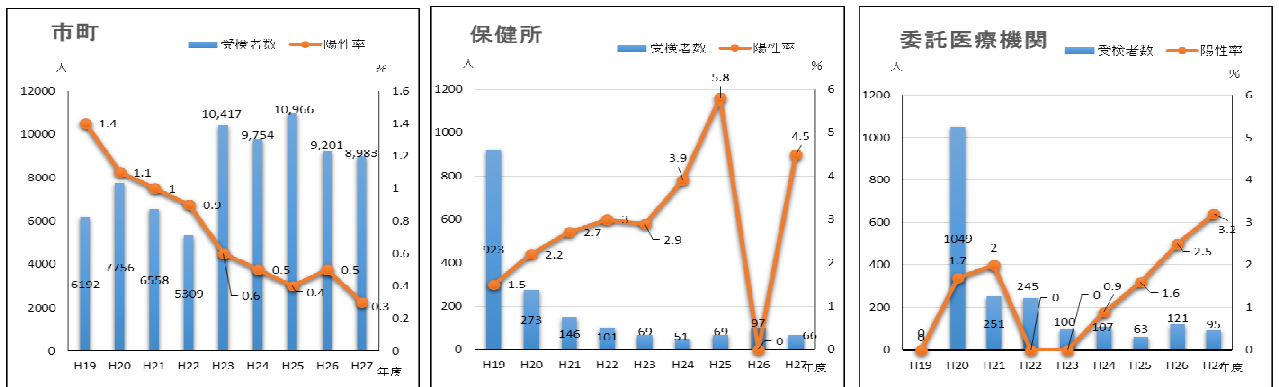
平成 19 年度～平成 27 年度における肝炎ウイルス検査受検者数と陽性者数

	市町		【H19～H27 年度】	【H20～H27 年度】	受検者合計 (陽性者数)
	【H19 年度】 老人保健事業 (陽性者数)	【H20～H27 年度】 健康増進事業 (陽性者数)	保健所 (陽性者数)	委託医療機関 (陽性者数)	
B型肝炎ウイルス 検査受検者数	6,183 (67)	68,921 (457)	1,795 (22)	2,031 (33)	78,930 (579)
C型肝炎ウイルス 検査受検者数	6,192 (85)	68,944 (424)	1,795 (38)	2,031 (31)	78,962 (578)

B型肝炎ウイルス検査受検者数と陽性率(市町・保健所・委託医療機関)



C型肝炎ウイルス検査受検者数と陽性率(市町・保健所・委託医療機関)



目標

- 平成 29～33 年度の5年間に於いて県及び市町で実施するB型・C型肝炎ウイルス検査の受検者数をB型 55,000 人、C型 55,000 人にする。
 (参考:平成 23～27 年度肝炎ウイルス検査受検者数
 B型:50,136 人、C型:50,159 人(県及び市町実施分))
- 職域での肝炎ウイルス検査の実施状況を把握し、検査実施企業を増やす。

今後の取り組み

(1) 肝炎ウイルス検査受検勧奨

- 広報等を通じて県民に対して肝炎ウイルス検査受検勧奨をしていきます。
- 各保健所及び肝炎検査委託医療機関での特定感染症検査等事業に基づく肝炎ウイルス検査を引き続き実施します。
- 県内の肝炎ウイルス検査の受診者数の多くが健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検査(市町住民健診)であることから、県民にとって最も身近な住民健診での検査を引き続き実施するとともに、個別勧奨事業を推進し、検査未受検者への受検の促進を図ります。

(2) 検査体制の充実

- 肝炎ウイルス検査を希望する県民が受検しやすいよう保健所における検査体制の一層の充実に努めるとともに、委託検査のできる医療機関を増やしていきます。
- 保健所や肝炎検査委託医療機関では無料で検査できることを、ポスター・チラシ等を活用してさらに広く周知します。
- 商業施設や地域のイベント等での一般県民を対象とした出張型検査の実施を検討します。
- 手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、院内で情報共有するなどして、受検者に適切に肝炎治療に関する説明が行われるよう医療機関に依頼します。

(3) 事業主との連携及び職域における受検機会の提供

- 事業主が労働安全衛生法に基づき実施する健康診断における肝炎ウイルス検査実施状況を把握するために、事業主等に対し調査を行います。また、企業の健康管理担当者を対象とした研修会を開催し、職場での健康診断に併せて肝炎ウイルス検査を実施するよう、働きかけます。
- 労働者に対する肝炎ウイルス検査の受検の促進を図るため、リーフレット等を作成して事業主等に働きかけます。
- 肝疾患診療連携拠点病院等と連携して、事業所において肝炎に関する正しい知識を啓発するための出前講座や、出張型検査の実施を検討します。

2 肝炎医療を提供する体制の整備

現状と課題

肝炎治療は、日々進歩をしており、適切な医療を受けることでウイルスを体外に排除し、治癒することが可能になってきています。しかし、県民の肝炎に対する知識は十分でなく、肝炎ウイルス検査結果が陽性であったにもかかわらず、精密検査や肝炎治療を適切に受けていない場合もあります。平成27年度に香川県と県内の市町が実施した肝炎ウイルス検査陽性者の精密検査受診率は、保健所が実施した検査においては33.3%、委託医療機関が実施した検査においては50.0%、市町が実施した検査においては55.9%となっており、治療に結びついていない陽性者がまだ多くいることが分かります。また、陽性者に対するフォローアップ体制を整備しているのは、香川県の17市町の内9市町(平成28年8月1日時点)となっており、自治体が肝炎ウイルス陽性者の医療機関受診状況を十分に把握できていない現状も見受けられます。

そこで、肝炎から肝硬変や肝がんといったより重篤な病態への進行を遅らせたり、予防したりするために、検査結果が陽性となった者に対して、医療機関への受診勧奨をし、確実な受診につなぐようフォローアップしていくことが必要です。また、肝炎患者が継続的かつ適切な治療を受けることができるよう、引き続き肝炎治療医療費助成事業を継続し、肝炎医療水準の向上、肝疾患診療ネットワークのより一層の充実を図る必要があります。

平成27年度B型及びC型肝炎ウイルス陽性者の精密検査受診率(平成28年8月1日時点)

検査実施主体	精密検査受診率(精密検査受診者/陽性者)
保健所	33.3%(1人/3人)
委託医療機関	50.0%(3人/6人)
市町(健康増進事業)	55.9%(33人/59人)
全体	54.4%(37人/68人)

※市町(健康増進事業)における陽性者数については、陽性者フォローアップ体制を整備している9市町のみ計上。

目標

- 肝炎ウイルス検査陽性者の精密検査受診率を90%以上とする。
- 陽性者フォローアップ実施体制整備市町割合100%を目指す。
- 肝疾患専門医療機関を現在数より増やす。
(参考:平成28年11月1日現在 28機関)

今後の取り組み

(1)地域肝炎治療コーディネーターの養成

- 市町の保健師、医療機関の看護師、企業の健康管理担当者等を対象として、肝炎ウイルス検査の受検勧奨方法や、肝炎ウイルス陽性者に対する受診勧奨方法、肝炎に関する知識について研修し、肝炎患者等に対して適切な治療を受けられるようコーディネートできる者を養成します。
《参考》地域肝炎治療コーディネーター182人(平成28年4月時点)

(2)医療水準の向上

- 肝炎医療に携わる者の資質向上を目的として、肝疾患診療連携拠点病院の協力のもと肝炎専門医療従事者研修会を行うとともに、より多くの医療従事者に参加を呼びかけます。
- 肝疾患診療連携拠点病院は、地域の肝炎治療に従事する医師に対して、最新の肝炎治療法や知見等を積極的に情報提供します。

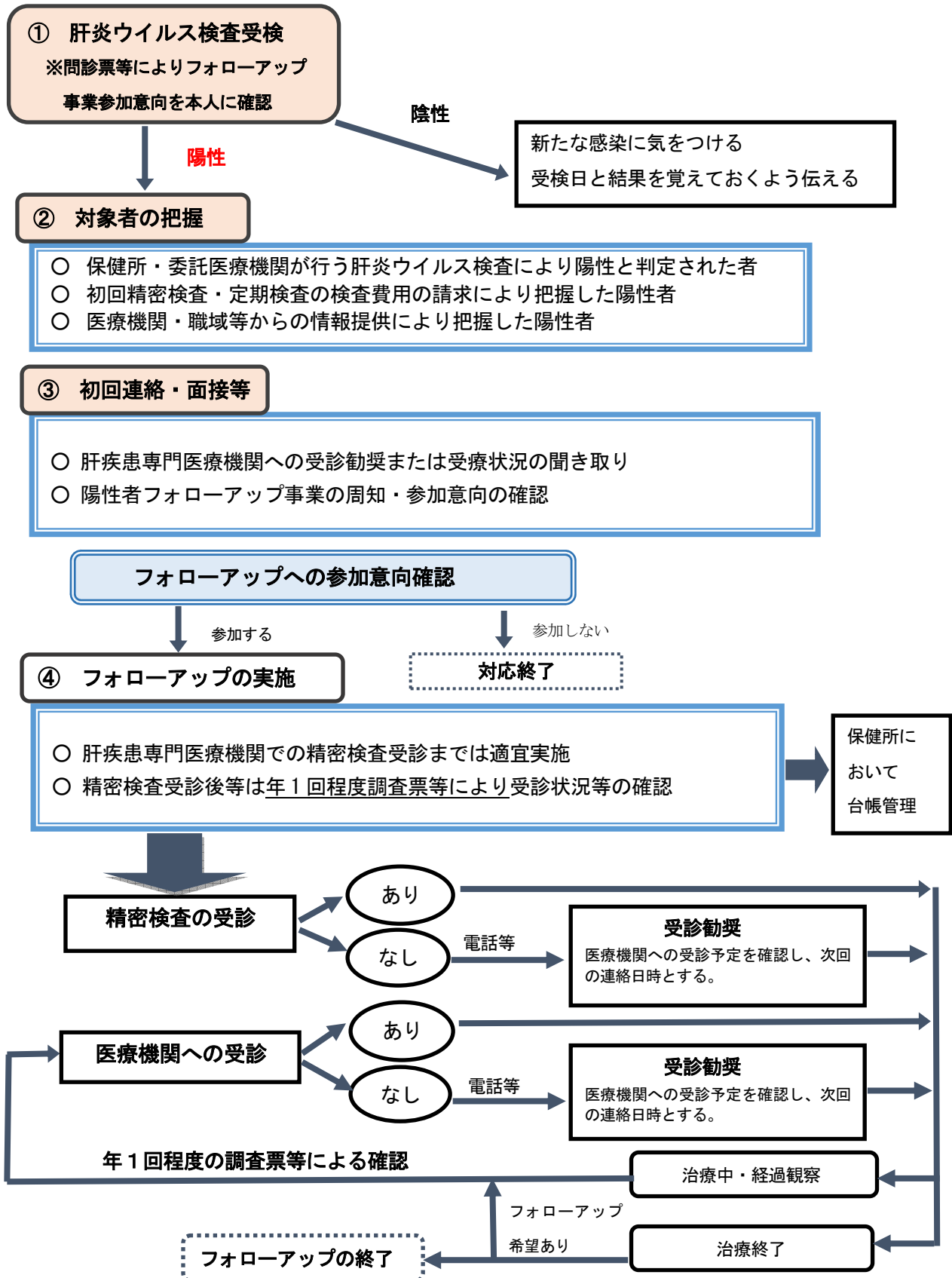
(3)肝疾患診療ネットワークの一層の充実

- 肝疾患診療拠点病院・肝疾患専門医療機関・かかりつけ医のネットワークの一層の充実・強化を図ります。
- 県内全域において病態に応じた肝疾患の治療が受けられるよう、医療機関に対し肝疾患専門医療機関への登録を働きかけます。

(4)検査陽性者の確実な受診とその後のフォローアップ

- 手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、院内で情報共有するなどして、受検者に適切に肝炎治療に関する説明が行われるよう医療機関に依頼します。(再掲)
- 肝炎ウイルス検査陽性者の肝疾患専門医療機関での受診を勧奨し、必要に応じて適切な治療につなげることができるよう、検査陽性者台帳を整備し、陽性者に対し調査票を送付したり、電話にて聞き取りをしたりするなどして、定期的に受診状況を把握します。
- 陽性者に対するフォローアップ体制を整備していない市町に対し、フォローアップ体制を実施するよう働きかけるとともに、市町と情報共有することによってフォローアップ体制の充実に努めます。

保健所での陽性者へのフォローアップ手順



(5) 肝炎医療費助成事業の継続

- 肝炎患者等の経済的負担を軽減するために、肝炎医療費助成を継続するとともに、肝炎医療に係る助成制度の情報提供を広く行い、肝炎の早期かつ適正な医療につなげます。

(6) 肝炎手帳の配布

- これから肝炎治療を始める患者等の主体的な医療参加を促し、また肝炎患者等に対する情報提供や肝疾患診療連携拠点病院・肝疾患専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度、診療記録等の情報をとりまとめた肝炎患者支援手帳を作成・配布します。

3 肝炎に関する正しい知識の普及啓発の推進

現状と課題

肝炎ウイルスは、感染していても自覚症状が現れにくいいため感染に気付きにくく、また感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識していないことが多くあります。

このため、県民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎ウイルス感染予防や早急な肝炎治療を行うために、肝炎についての正しい知識を持つことができるよう、より一層の普及啓発を進めていく必要があります。

さらに、肝炎患者等が不当な差別を受けることがないよう、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を進め、肝炎患者に対する誤解による差別・偏見を解消していかなければなりません。また、心身等への負担がより少ない治療が可能となったこと踏まえ、働きながら適切な肝炎治療を受けることができるよう、事業主等に対して肝炎に関する正しい知識の啓発を行い、肝炎患者が働きやすい環境を整備する必要があります。

目標

- 県民が正しい肝炎の知識を持つ。

今後の取り組み

(1) 肝炎デー、肝臓週間における集中的な普及啓発活動

- 全ての県民に対し、肝炎ウイルス検査の必要性や肝炎にかかる知識の正しい理解が進むよう7月28日の肝炎デーや肝臓週間に併せて、ホームページや広報誌、ラジオ等により集中的な普及啓発を行います。

(2) 肝炎についての広報活動

- 肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度等について、県のホームページや各種広報媒体・チラシ等を活用して、正しい理解が進むよう分かりやすい情報提供に努めます。

(3) 若年層への予防等に関する普及啓発

- ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎予防についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を行うとともに、その方策について学校教育関係者と連携し、検討を進めていきます。

(4) 国のガイドラインによる普及啓発と新たな感染の発生防止

- 肝炎患者が不当な差別を受けることのないよう、これまで国が作成してきた研究の成果物を活用し、ホームページや広報誌・チラシ等を通じて普及啓発を行います。
- 肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために、国が作成した日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資料を活用し、普及啓発を行います。
- 国が作成した「保育所における感染症対策ガイドライン」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」等の集団生活が営まれる各施設における感染予防ガイドラインが関係者に十分に活用されるよう、これらを周知していきます。
- 1歳未満のB型肝炎ワクチンの予防接種が、平成28年10月から、定期予防接種となったので、県民の方へ周知を行い、新たな感染の防止に努めます。

(5) 職域における肝炎に関する普及啓発

- 企業の健康管理担当者の協力のもと、肝疾患診療連携拠点病院等と連携し、事業所において肝炎に関する正しい知識を啓発するための出前講座を実施します。
- 企業の健康管理担当者を対象として、肝炎ウイルス陽性者に対する受診勧奨方法や肝炎に関する知識について研修します。

4 肝炎患者及び家族等に対する相談支援や情報提供

現状と課題

肝炎患者及びその家族の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといったより重い病態へ進行することに不安を抱えていたり、治療における副作用など、治療開始前・治療中において精神的な負担に直面していたりすることも多くあります。このような不安や精神的負担を軽減するためにも、肝炎患者及びその家族への相談支援を行う必要があります。また、患者同士の交流は患者やその家族のもつ不安や心配を軽減し、治療に前向きになれるといった効果が期待できるので、肝炎患者同士の交流が必要です。

さらに、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことにより、働きながら適切な肝炎治療を受けることができるようになったという現状を踏まえ、肝炎患者が肝炎治療と仕事の両立ができるよう、就労支援相談などを行い、肝炎患者等へのサポート体制を強化する必要があります。

目標

- 働きながら適切な肝炎治療が行えるよう相談体制を整備する。
- 地域肝炎治療コーディネーターを平成33年度までに300人養成する。

今後の取り組み

(1) 肝炎相談窓口についての一層の周知

- 肝炎患者等が適切な医療を受け、制度を活用できるよう支援するため、肝疾患相談センター等による情報提供や相談を引き続き実施していきます。
- 2つの肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患相談センターを設置していますが、県民の方々に十分な認知がされていない場合があることから、ホームページ、広報誌、ラジオ、チラシ等を通してより一層の周知に努め、相談したい方が気軽に利用できることを目指します。

☆肝疾患相談センター

* 香川大学医学部附属病院 地域連携室

8:30～17:15(土日祝日除く)

TEL 087-891-2468(直通)

* 香川県立中央病院 地域連携室

8:30～17:00(土日祝日除く)

TEL 087-811-3333(内線 2201)

☆その他の相談窓口

名称	電話番号
小豆保健所	0879-62-1373
東讃保健所	0879-29-8261
中讃保健所	0877-24-9962
西讃保健所	0875-25-2052
高松市保健所	087-839-2870
香川県薬務感染症対策課	087-832-3303

(2) 肝炎患者同士の交流への支援

- 肝疾患診療連携拠点病院である香川県立中央病院では、「肝臓病患者会」を立ち上げ、患者同士の交流の機会を提供していますので、今後も患者会活動への協力・支援を行います。

(3) 肝炎患者の就労に関する相談支援

- 企業の健康管理担当者の協力のもと、肝疾患診療連携拠点病院等と連携し、事業所において肝炎に関する正しい知識を啓発するための出前講座を実施します。(再掲)
- 企業の健康管理担当者を対象として、肝炎ウイルス陽性者に対する受診勧奨方法や肝炎に関する知識について研修します。(再掲)
- 肝疾患診療連携拠点病院である香川大学医学部附属病院では、働きながら肝炎治療をしている患者に対して、仕事と治療の両立を支援するために、情報提供や相談を行っていますので、多くの県民の方に利用してもらえよう、周知を図っていきます。

(4)地域肝炎治療コーディネーターの養成(再掲)

- 市町の保健師、医療機関の看護師、企業の健康管理担当者等を対象として、肝炎ウイルス検査の受検勧奨方法や、肝炎ウイルス陽性者に対する受診勧奨方法、肝炎に関する知識について研修し、肝炎患者等に対して適切な治療を受けられるようコーディネートできる者を養成します
《参考》地域肝炎治療コーディネーター182人(平成28年4月時点)

(5)肝炎患者及び家族と医療従事者とのコミュニケーション機会の提供

- 肝炎患者及びその家族等の精神的負担を軽減するために、肝炎患者及びその家族等に対して、情報提供や医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの機会を提供します。

用語解説

1 B型肝炎ウイルス/B型肝炎

肝炎ウイルスの一つである。B型肝炎には、急性B型肝炎と慢性B型肝炎がある。

急性B型肝炎は、成人が初めてB型肝炎ウイルスに感染して発病したものであり、慢性B型肝炎はB型肝炎ウイルスに持続的に感染している人(HBVキャリア)が発病したものである。B型慢性肝炎を放置すると病気が進行して、肝硬変、肝がんへ進展する場合がある。肝がんの発症者のうち約15%はB型肝炎ウイルスに感染しているといわれている。

2 C型肝炎ウイルス/C型肝炎

肝炎ウイルスの一つである。C型肝炎ウイルスに感染しても、自覚症状がほとんどなく、肝機能も正常なことも多い。C型肝炎は進行が遅く、感染後10～20年たってから発病することがある。また気付かないうちに病気が進み肝硬変や肝がんになることがある。肝がんの発症者のうち約80%はC型肝炎に感染しているといわれている。

3 患者調査

医療施設を利用する患者について疾病の状況や診療科名、入院期間、診療費支払方法などを調査した資料。1984年からは3年に1度の間隔で実施されている。

4 健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検査

「健康増進法」に基づき、市町が実施主体となって行う肝炎ウイルス検査。満40歳以上となる方で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない住民が対象。

5 特定感染症検査等事業に基づく肝炎ウイルス検査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、都道府県、政令市(地域保健法第5条の政令で定める市)、特別区が実施主体となって、保健所、委託医療機関で行う肝炎ウイルス検査。検査費用は無料。これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことのない人が対象。

6 肝炎対策基本法

ウイルス性肝炎は国内最大級の感染症とも言われ、国民の健康に関わる重要な問題であることから、肝炎対策を総合的に推進するために平成21年に制定された。

7 肝炎対策の推進に関する基本的な指針

肝炎患者の早期発見、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国・地方公共団体が取り組むべき方向性を示すことにより肝炎対策のよりいっそうの推進を図ることを目的とし、平成23年に策定され、平成28年6月に全文改正された。

8 インターフェロン治療

インターフェロンは免疫系に働きかけ、肝炎ウイルスの増殖を抑えたり、破壊したりする効果があり、ウイルス性肝炎を根治する目的で使用される。その効果は患者によって異なり、強い副作用を伴うことがある。

9 核酸アナログ製剤治療

B型肝炎ウイルスのDNA合成を阻害し、ウイルスの増殖を抑える効果がある。副作用が少ない。

10 インターフェロンフリー治療

C型肝炎ウイルスを排除する効果があり、C型慢性肝炎と代償性肝硬変を根治する目的で使用される。インターフェロンを使用せず、経口薬のみで治療できるので、これまでインターフェロン治療ができなかった方や効果がなかった方にも高い割合で効果が認められている。

11 初回精密検査

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査。

12 定期検査

肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者が定期的に受ける検査。

13 肝疾患診療連携拠点病院

県内の肝疾患治療の中心的役割を果たすために県から指定された病院。
香川県内では県立中央病院と香川大学医学部附属病院が指定されている。
その役割は

- ①肝疾患診療に係る一般的な医療情報の提供
- ②県内の肝疾患専門医療機関等に関する情報の収集や紹介
- ③医療従事者や地域住民を対象とした研修会や講演会の開催
- ④肝疾患に関する相談支援に関する業務
- ⑤肝疾患専門医療機関と協議の場の設定

14 肝疾患専門医療機関

次の要件を満たし、香川県肝炎診療協議会の承認を経て登録された医療機関。

- ① 専門的な知識を持つ医師(日本肝臓学会または日本消化器病学会の専門医)による診断(活動度及び病期を含む)と治療方針の決定が行われていること。
- ② インターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施できること。

- ③ 肝がんの高危険群の同定(慢性肝炎、肝硬変等のハイリスク者を診断し、適切なフォローアップができること)と早期診断(画像診断等により初期の肝がんを診断できること)を適切に実施できること。

15 かかりつけ医

患者に最も身近な存在であり、内服処方・注射・定期的な検査等日常的は処置を行い、患者に病状の変化等がある場合には、適宜肝疾患専門医療機関を紹介することが求められる。また状態が安定している場合においても、かかりつけ医は、少なくとも1年に1度は肝疾患専門医療機関に診察を依頼することによって病態及び治療方針を確認することが重要である。

16 日本肝炎デー

平成22年に世界保健機関(WHO)が7月28日を世界肝炎デーと定めたことから、平成24年に同じ日を日本肝炎デーと定めたもの。

17 肝臓週間

財団法人ウイルス肝炎研究財団が、毎年7月28日を含む月曜日から日曜日までを「肝臓週間」と設定している。

18 地域肝炎治療コーディネーター

肝炎ウイルス検査結果により要治療となった者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となってすすめる人材。

(主に市町の保健師、医療従事者、職域の健康管理担当者)

19 肝臓病患者会

肝臓病(慢性肝炎、肝硬変、肝がんなど)の方やすでに治療を終えられた方が、ともに助け合い、励まし合いながら病気と付き合っていくという目的のもと、平成24年2月11日に香川県立中央病院で結成された会。主な活動内容は、患者同士の交流会や医師による最新の医学知識を提供する講演会の開催など。

～肝疾患診療連携拠点病院～

(平成28年11月1日時点)

香川県立中央病院	高松市朝日町一丁目2番1号 087-811-3333
香川大学医学部附属病院	木田郡三木町大字池戸1750-1 087-898-5111

～肝疾患専門医療機関～

(平成28年11月1日時点)

小豆保健医療圏	小豆島中央病院	小豆郡小豆島町池田2060-1 0879-75-1121
大川保健医療圏	香川県立白鳥病院	東かがわ市松原963 0879-25-4154
	さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲387番地1 0879-43-2521
高松保健医療圏	香川県立中央病院	高松市朝日町一丁目2番1号 087-811-3333
	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町大字池戸1750-1 087-898-5111
	りつりん病院	高松市栗林町3-5-9 087-862-3171
	香川県済生会病院	高松市多肥上町1331-1 087-868-1551
	高松平和病院	高松市栗林町1-4-1 087-833-8113
	高松赤十字病院	高松市番町4-1-3 087-831-7101
	喜田医院	高松市高松町2500-5 087-844-8705

	高松市民病院	高松市宮脇町2-36-1 087-834-2181
	KKR高松病院	高松市天神前4-18 087-861-3261
	屋島総合病院	高松市屋島西町2105-17 087-841-9141
	水谷内科クリニック	高松市木太町3602-1 087-835-5037
	高松内視鏡診断クリニック	高松市福岡町四丁目 28-30 087-821-8877
中讃保健医療圏	香川労災病院	丸亀市城東町3-3-1 0877-23-3111
	四国こどもとおとなの医療センター	善通寺市仙遊町2-1-1 0877-62-1000
	加藤病院	仲多度郡多度津町寿町7番3号 0877-33-2821
	坂出聖マルチン病院	坂出市谷町1-4-13 0877-46-5195
	坂出市立病院	坂出市寿町3-1-2 0877-46-5131
	総合病院 回生病院	坂出市室町3-5-28 0877-46-1011
	石原消化器内科クリニック	善通寺市生野町1852-1 0877-63-6677
	小林内科胃腸科医院	坂出市富士見町1丁目10-10 0877-45-9595
	こうの内科クリニック	丸亀市土器町西4丁目244 0877-23-1119

三豊保健医療圏	三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜708 0875-52-3366
	香川井下病院	観音寺市大野原町花稲818-1 0875-52-2215
	クリニック池田	観音寺市植田町南原1007-1 0875-23-1500
	今川内科医院	三豊市豊中町笠田竹田285-3 0875-62-2052